設 計 図 書 ・ 仕 様 書

1 事 業 名	令和8年度 農業集落排水事業(農山漁村地域整備交付金)	
2 工 事 名	柿原東地区浄化センター機械更新工事	
3 工事箇所	阿波市吉野町柿原 柿原東地区浄化センター	
4 工 期	自 令和 8 年 12 月 17 日	240 日間
	至 令和 9 年 8 月 13 日	
5 閲覧期間	自 令和 8 年 11 月 27 日	午前 9 時 00 分
	至 令和 8 年 12 月 9 日	午後 5 時 00 分
6 閲覧場所	阿波市ＨＰよりダウンロード，阿波市役所 ２階入札閲覧室	

7 指示事項

(１)請負契約締結後１週間以内に所定の書類を提出し、係員と協議してその承認を得ること。

(２)用地、その他工事中、地元住民とトラブルがあったときは、必ず市係員を中に入れ話し合いを持つこと。

(３)工期については絶対厳守のこと。

(４)現場の施工状況等に応じて、設計変更を行うことがある。

設計　　検算

第

号

工　事　設　計　書

事　業　名	令和8年度　農業集落排水事業(農山漁村地域整備交付金)
工　事　名	柿原東地区浄化センター機械更新工事
位　　置	阿波市吉野町柿原　柿原東地区浄化センター

機械更新工事

工事費　　円也

工 事 価 格
消費税相当額

工　事 概　要	機械更新工事（真空ポンプ2台・エアリフトブロア1台 ・回分槽ブロア1台・汚泥移送ポンプ1台）
起　工 理　由	

工事設計書

				課長		課長補佐		主任、係長		審査者		検算		設計者	

工事名称　令和8年度　農業集落排水事業(農山漁村地域整備交付金)
柿原東地区浄化センター機械更新工事

-1

工事費総額　－

(内訳)　工事価格　－

消費税　－

発注者名 工　　期　令和8年12月17日～令和9年8月13日 工事場所　柿原東地区浄化センター 場所名称　阿波市吉野町柿原	
工事概要　当初設計	変更設計
エアリフトブロア　1台 回分槽ブロア　1台 真空ポンプ　2台 汚泥移送ポンプ　1台	

本工事内訳書

費目・工種・種別・細目	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
機器費	1	式			内訳第1号 ①
労務費	1	式			内訳第2号 ②
【 直接工事費計 】					内訳第2号 ②
共通仮設費率額	1	式			③
【 共通仮設費計 】					③
【 純工事費 】					②+③＝④
現場管理費率額	1	式			⑤
据付間接費	1	式			⑥
据付工事原価					④+⑤+⑥=⑦

本工事内訳書

費目・工種・種別・細目	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
機器費					①
【 工事原価 】					①+⑦＝⑧
一般管理費対象額	1	式			⑧
一般管理費率額	1	式			
【 一般管理費計 】					
【 工事価格 】					
【 消費税等相当額 】					
【 工事費計 】					

機器費

施工内訳表

内訳第1号

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
エアリフトブロア 30A×0.27m3/min×7.5Kw	1	台			
回分槽ブロア	1	台			
真空ポンプ φ50×3.1m3/min×7.5kw	2	台			
汚泥移送ポンプ 0.2m3/min×H=8.0m	1	台			
【 合計 】	1	式			

労務費

施工内訳表

内訳第2号

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
機械設備類据付[1.0] 第1類 （回分槽ブロア） 0.1t/台 悪環境作業補正:なし[0.0] 高所又は地下作業補正:なし[0.0] 作業工程制約補正:なし[0.0] 錯綜場所補正:なし[0.0]	1	台			代価第1号 （回分槽ブロア）
機械設備類撤去(再使用しない場合)[0.4] 第1類 （回分槽ブロア） 0.1t/台 悪環境作業補正:なし[0.0] 高所又は地下作業補正:なし[0.0] 作業工程制約補正:なし[0.0] 錯綜場所補正:なし[0.0]	1	台			代価第2号 （回分槽ブロア）
機械設備類据付[1.0] 第1類 （エアリフトブロア） 0.04t/台 悪環境作業補正:なし[0.0] 高所又は地下作業補正:なし[0.0] 作業工程制約補正:なし[0.0] 錯綜場所補正:なし[0.0]	1	台			代価第3号 （エアリフトブロア）
機械設備類撤去(再使用しない場合)[0.4] 第1類 （エアリフトブロア） 0.04t/台 悪環境作業補正:なし[0.0] 高所又は地下作業補正:なし[0.0] 作業工程制約補正:なし[0.0] 錯綜場所補正:なし[0.0]	1	台			代価第4号 （エアリフトブロア）
機械設備類据付[1.0] 第1類 （真空ポンプ） 0.24t/台 悪環境作業補正:なし[0.0] 高所又は地下作業補正:あり[0.1] 作業工程制約補正:なし[0.0] 錯綜場所補正:なし[0.0]	2	台			代価第5号 （真空ポンプ）
機械設備類撤去(再使用しない場合)[0.4] 第1類 （真空ポンプ） 0.24t/台 悪環境作業補正:なし[0.0] 高所又は地下作業補正:あり[0.1] 作業工程制約補正:なし[0.0] 錯綜場所補正:なし[0.0]	2	台			代価第6号 （真空ポンプ）
機械設備類据付[1.0] 第2類 （汚泥移送ポンプ） 0.03t/台 悪環境作業補正:なし[0.0] 高所又は地下作業補正:なし[0.0] 作業工程制約補正:なし[0.0] 錯綜場所補正:なし[0.0]	1	台			代価第7号 （汚泥移送ポンプ）
機械設備類撤去(再使用しない場合)[0.4] 第2類 （汚泥移送ポンプ） 0.03t/台 悪環境作業補正:なし[0.0] 高所又は地下作業補正:なし[0.0] 作業工程制約補正:なし[0.0] 錯綜場所補正:なし[0.0]	1	台			代価第8号 （汚泥移送ポンプ）
現場発生品・支給品運搬 ｸﾚｰﾝ装置付2t級2t吊(参考)荷台長L=3.0m荷台幅W=1.6m,9.0km以下,0.1t以下	1	回			施工第1号

労務費

施工内訳表

内訳第2号

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
【 合計 】		式			

機械設備類据付[1.0] 第1類（回分槽ブロア）

施工代価表

代価第1号

1 台 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
機械設備据付工		人			
普通作業員		人			
【 合計 】	1	台			
【 単位当り 】	1	台			

機械設備類撤去[0.4] 第1類（回分槽ブロア）

施工代価表

代価第2号

1 台 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
機器費		人			
【 工事原価 】		人			
【 合計 】	1	台			
【 単位当り 】	1	台			

機械設備類据付[1.0] 第1類（エアリフトブロア）

施工代価表

代価第3号

1 台 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
機械設備据付工		人			
普通作業員		人			
【 合計 】	1	台			
【 単位当り 】	1	台			

機械設備類撤去[0.4] 第1類（エアリフトブロア）

施工代価表

代価第4号

1 台 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
設備機械工		人			
普通作業員		人			
【 合計 】	1	台			
【 単位当り 】	1	台			

機械設備類据付[1.0] 第1類（真空ポンプ）

施工代価表

代価第5号

1 台 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
機械設備据付工		人			
普通作業員		人			
【 合計 】	1	台			
【 単位当り 】	2	台			

機械設備類撤去[0.4] 第1類（真空ポンプ）

施工代価表

代価第6号

1 台 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
設備機械工		人			
普通作業員		人			
【 合計 】	1	台			
【 単位当り 】	2	台			

機械設備類据付[1.0] 第2類（汚泥移送ポンプ）

施工代価表

代価第7号

1 台 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
機械設備据付工		人			
普通作業員		人			
【 合計 】	1	台			
【 単位当り 】	1	台			

機械設備類撤去[0.4] 第2類（汚泥移送ポンプ）

施工代価表

代価第8号

1 台 当り

名 称 ・ 規 格 な ど	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
設備機械工		人			
普通作業員		人			
【 合計 】	1	台			
【 単位当り 】	1	台			

柿原東地区浄化センター

数 量 計 算 書

【機器】

機器数量計算書 NO. 1

工　種	規格・寸法	計　　算　　式	数 量	単位
真空ポンプ	液封式真空ポンプ	吸込み量 3．1㎥/min 出力 7．5KW／台　　真空度　常用－38．7KPa	2.0	台
エアリフトブロア	ロータリーブロア	吐出量 0．27㎥/min 出力 0．75KW/台　　吸い込み圧力 24．5KPa	1.0	台
回分槽ブロア	ロータリーブロア	吸込み量 0．85㎥/min 出力 2．2KW/台　　吸い込み圧力 44．1KPa	1.0	台
汚泥移送ポンプ	渦流型水中ポンプ	吐出量 0．2㎥/分　　揚程 8m モーター 三相200V	1.0	台

特　記　仕　様　書

第1章　総　則

第１節　適用範囲

本仕様書は、令和８年度（以下本工事）の施工に適用する。

本特記仕様書に定めていない事項については、全て当市職員（以降、監督員と称す）の指示による。

第２節　責任施工

本工事は、請負人による責任施工である。設計図書に記載なき事項についても技術上あるいは、全設備より見て当然必要と思われることは、監督員と協議のうえ、設計図書の意図する性能、機能を十分満足するよう設計、施工しなければならない。

第３節　設計図書

本工事に対する設計図書は、下記のものとする。

（１）設計書

（２）設計図

（３）特記仕様書

第４節　準拠規格

一般仕様書、特記仕様書に記載されたもの以外は、すべて次の規格および基準に準拠すること。

（１）日本工業規格（ＪＩＳ）

（２）日本水道協会規格（ＪWWA）

（３）水道施設設計指針・解説

（４）電気規格調査会標準規格（ＪＥＣ）

（５）日本電機工業会標準規格（ＪＥM）

（６）電気設備技術基準（通商産業省令）

（７）内線規程及び配電規程（電気技術基準調査委員会編）

（８）電気用品取締法

（９）労働基準法

(10) 労働安全衛生規則

(11) その他関係法規並びに監督員が指示する仕様書、各種基準

(12) 下水道施設計画・設計指針と解説

第５節　承認図

請負人は、契約後、監督員と設計打合せを行い詳細な製作図・施工図を作成し、承認を受けた後製作、施工に着手すること。

承認を受けるための提出図書は各２部とし、下記のものとする。

（１）設備の系統構成図（フローシート、シーケンス等）

（２）機器の外観、構造図（内部機器配置、配線、配管、材料明細）

（３）機器の据付配置図

（４）機器相互間の連絡配線図

（５）施工図

（６）計算書、機器取扱説明書等承認図参照に必要なもの

一旦、承認を受けても実際に施工の上で不都合があると認められる場合、あるいは設計上機器の変更、追加等が必要とめられる場合には、監督員の指示に従って訂正図を提出し再承認を受けた後製作施工すること。

承認図を返却後、決定図を提出すること。部数等については監督員の指示による。

第６節　疑義等

請負人は、設計図書に関して疑義が生じた場合は、すべて監督員の解釈による。

請負人は設計図書に記載されていない事項であっても請負人の負担においてこれを施工すること。

第７節　関係法規、責務の遵守

本工事の施工に当たって諸官庁の命令指示、建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法、道路交通法、電気事業法その他関係法規、並びに工事施工に関する協定事項及び用地等の許可条件に違反しないこと。

第８節　請負人の負担

本工事に関連する次の事項及び施設に必要な費用は請負人の負担とする。

（１）設計図書に明記されていない事項であっても、維持管理上当然必要とするもの及び施工上欠くことのできない材料及び作業の費用。

（２）工事施工において、人畜、物件に損害を与えた場合の補償及び復旧費。

（３）所管官公庁及び当該当電気供給者等に対する必要な提出書類の作成、手続き及び検査に対する費用。

（４）各種試験、検査及びそれに必要な写真撮影等に対する費用。

（５）施工及び製作上の特許事項等を使用する場合の費用。

（６）工事に必要な試掘、既設物の保護等の費用。

第９節　施工管理

１．工事の着手

（１）請負人は工事着手に当たって着手届、工程表、工事費内訳明細書、現場代理人主任技術者届等を提出し、承認を受けること。 また工事期間中に上記の事項を変更する場合は、直ちに届出て承認を受けること。

（２）現場代理人は、工事期間中（ポンプ発注期間中を除く）現場に常駐し監督員の支持を受け、工事の施工管理材料、機械の保管、ならびに現場従業員の取締り等に専任すること。また事の処理に当たり即決権を持ち遂行できる者であること。

（３） 主任技術者は、設備技術に関する経験豊富な者で、本工事にかかる技術的事項を総括、指導するものである。

（４） 請負人は、優良な施工と円滑な行程進捗を計るため、善良で熟練した従業員を適正に配置し、整然とした作業を行うこと。

２．現場用仮設備及び機械

（１）施工用機械器具

（ａ）施工用機械器具は、すべて請負人が用意するものとする。

（ｂ）機械器具は、十分な性能と耐久性を有するもので、常に整備点検を入念に行い、使用に当たって性能の支障等による工事の遅延を生じないよう留意しなければならない。

（ｃ）機械器具の機種、性能、台数等を、監督員が指定した場合、これと異なるものを使用するときは、承認を得なければならない。

３．工事施工中の管理

（１）工事日報

監督員の指示する内容により、予定表及び実績表を提出すること。

（２）記録及び報告

請負人は、工事の進捗に伴い、次の各号の記録及び報告を行う。尚これらの内容、提出時期及び方法については、監督員の指示による。

（ａ）使用材料報告書

（ｂ）就業従業員報告

（ｃ）支給材料受領書（支給材料がある場合）

（ｄ）その他監督員が必要とするもの

（３）保護及び養生

（ａ）請負人は、据付けた設備について、保護、養生を必要に応じて行うこと。

（４）施工の立会

請負人は、工事完成後外面から明視することのできない工事、その他主要な工事と監督員が認めた箇所については、監督員の立会の上施工しなければならない。

（５）記録写真

（ａ）請負人は、工事の全体及び細部について記録写真を撮影すること。

撮影は工程の順序にしたがって施工の状態を、監督員の指示に従い詳細に記録するものとする。

なお、必要に応じてその都度サービス判各２枚を提出すること。

（ｂ）工事完成後、外部から検査できない箇所は原則として撮影しなければならない。

その他監督員が必要と認めた箇所については、適宜撮影しなければならない。

４．保安及び衛生管理

（１）衛生管理

請負人は、保安及び衛生について関係法規を守り公衆に迷惑を及ぼさないこと。

関係法規に規定されていない事項についても、監督員の要求があれば必要な手続きを行い、

適当な処置を講じて監督員の承認を受けること。
特に本工事は飲料施設を施工するものであるから、監督員の指示に従っての励行、伝染病の予防借置等を確実に行うこと。

（2）風紀
請負人は、従業員の風紀に十分注意し紛争を生じないよう責任者を定めてその取締りに当たらせること。

（3）保護具
工事現場に於いては、保安帽その他必要な保護具を着用するなど、危険防止について十分な予防対策を講じること。

5．公害の防止
（1）工事施工中は、付近住民の通行に支障を与えないこと。
（2）工事施工に当たっては、騒音等について十分考慮し、必要な場合消音装置を設けるなど、適当な措置を講ずること。

6．工事の完了
（1）請負人は、工事が完成したときは、速やかに竣工届を提出すること。
（2）工事終了後は、請負人は、監督員の指示に従い速やかに不要材料、仮設物、器具、機械等を撤去し、該当地区を整理清掃すること。

第１０節　既設物

1．既設物の保護
（1）現在運用中の処理場構築物の現状を十分把握し、これらに損傷を与えないよう注意するとともに、施設内に有害物質の混入が無いよう保全に努めること。

第１１節　検　査

1．検査は、本工事に含む設備が規定の性能を発揮し、かつ通常外因によって毀損しない事を確認する検査及び試験を行うものである。
2．検査の種類は、機器材料の製作完了後製作工場における検査、現場搬入検査、現場据付け、配線工事完了後、使用前ならびに工事竣工検査とする。
3．検査は、監督員の立会いを必要とする。
4．検査に要する費用はすべて請負人の負担とする。ただし監督員の派遣費は含まない。
5．検査は、設計図書及び決定図に基づいて実施する。
6．検査における試験方法は、ＪＩＳによるものとし、これに規定されていないものについては、監督員の指示する方法による。
7．検査のために必要がある場合は、その工事の一部または全部の施工を中止させ、または、一部破壊させる場合がある。この場合請負人は十分な便宜を与えること。

８． 請負人は、検査において当該設備の補修または改造を命ぜられた場合は、遅延なく補修または改造を行い再検査依頼書を監督員に提出すること。

９． 請負人は、検査を受ける場合実施予定日の７日前までに検査依頼書を監督員に提出すること。

１０．請負人は、検査合格の機器材料に対し、盗難、変質のないよう良好な管理をもって保管しなければならない。

１１．検査に合格した設備でも、使用前または使用中に不良箇所を発見した場合は、監督員の指示により適当な措置をしなければならない。

１２．請負人は、検査における試験成績書を監督員に提出すること。

１３．検査の内容は、次の通りである。

（1）工事検査

（a）主要な機器材料について必要な場合、製作完了時に当該工場において行う。

（b）検査方法は事前に詳細な打合せを行う。

（c）検査終了後、検査成績書２部を監督員に提出すること。

（d）現場搬入の時期、方法などについて、監督員の指示による。

（2） 現場搬入検査

（a）工場検査を省略した機器材料について、現場に搬入のつど外観検査を行う。

（b）工場検査合格品については、保管が十分であるか外観検査を行う。

（c）現場搬入検査のみ機器材料については、試験成績書を監督員に提出すること。

（d）検査に合格しないものについては、本工事に使用してはならない。

（3） 使用前検査

（a）設備使用開始前に必要な検査を行う。

（b）検査方法は、事前に詳細な打合せを行う。

（c）検査完了後、検査成績書２部を監督員に提出すること。

（4） 竣工検査

（a）使用前に検査に合格した後、次の要領で竣工検査を行う。

（b）工事完了に当たり竣工検査を受けるものとし、これに合格して受渡し完了とする。

（c）検査方法は、監督員が指示する。

（d）竣工検査を受ける場合、完成図書を作成し監督員に提出すること。

なお、完成図書は下記のものとする。

完成図書　　２部

工事完成図（発注図書完成図）、機器完成図、試験成績書、配線表、

取扱説明書

工事記録写真　２部　カラーサービス判（Ａ４判）

１４．検査項目は次の通りとする。

（1）外観検査

形状、寸法、材料、配線、配管、塗装色、数量銘盤記載事項、構造、その他保守点検に不都合のないこと。

（2）性能試験

設備の性能が発揮できていること。

（3）全般試験

工事全般にわたり、次の事項について試験を行う。

（a）各種基準、その他関係法規に抵触する箇所。

（b）設計図書、竣工図書との相違。

（c）機器及び材料の良否。

（d）機器及び材料の撮付位置及び撮付位置の良否。

（e）配線、配管の接続方法の良否。

（f）設備使用について支障を生ずる恐れのある箇所。

（4）導通試験

監督員の指示に従い、電線の断線及び誤接続などの有無を調べるために行う。

（5）絶縁試験

監督員の指示に従い、電気設備技術基準に抵触する箇所の有無。

（6）その他、監督員が必要と認めた試験。

第１２節　施工の保証

本工事の保証期間は、全体竣工検査後１か年とする。

保証期間中に請負人の責任とみなされる原因によって事故が生じた場合、破損、変質、性能低下等請負人は監督員が指定する期間に、その負担で補修取替え、その他必要な措置を講ずること。

但し、保証期間後といえども、根本的に請負人の不備に起因するとみなされる事項については、上記と同様、すべて請負人の負担とする。

第１３節　試運転調整

各機器の現場据付完了後、本市の定める期間内に請負人は、各機器について専門の熟練した技術者を派遣して機器の調整試験及び本市監督員に運転指導を行うものとする。

第１４節　試験及び検査

（1）概要

（a）試験及び検査は、本特記仕様書及び製作承認図に基づき監督員の立会いの上で行う。
試験及び検査を受ける場合はあらかじめ検査要領書を添えて、立会い検査申請書を提出するものとする。

（b）工事完了の際には、検査員による試験及び検査を行う。
これに要する費用はすべて請負人の負担とする。

（2）工場立会い検査

工場立会い検査としては、下記の項目について検査を行い、合格したもののみを現地搬入を認める。

（a）形状寸法検査

（b）特記仕様書、製作承認図との相違の有無

（c）材料及び機器の良否ならびに取付数、取付位置、取付方法の良否

（d）機器の性能検査

（3）現地試験

現地工事完了後、下記の試験及び検査を行う。

（a）設計図書との相違の有無

（b）仕様材料及び施工方法の良否

（c）機器取付けの良否

（d）その他監督員の必要と認めた試験

（4）動作試験

（a）上記の各試験終了後、各装置の動作試験ならびに調整を行う。

（b）その他監督員の必要と認めた試験

（5）手直し

上記各試験の結果、不良の箇所は、直ちにあるいは指定期間内に手直しを行い、手直し完了後再試験を行うものとする。

第１５節　写　真

本工事における各工程の写真を下記の要領で撮影アルバムに収納して指示する部数を提出すること。これに要する費用はすべて請負人の負担とする。

（1）撮影内容

（a）施工前現状

（b）主要機器製作完成

（c）機器現地搬入

（d）各検査状況

（e）現地工事

・機器据付

・配線

・試験調整

（f）その他監督員が指示する写真

（2）撮影の注意事項

（a）指示された黒板に工種等の表示を正確に記入し、写真に納めること。

（b）写真内に背景等を写し、全体像が明確な撮影をすること。

第2章　据付工事

第１節　機器据付

各機器は、基礎台築造後の基礎台の所定の位置に十分な芯出しを行い、基礎ボルト穴にモルタルを充填し、硬化時間を十分取った上で、再び鋼製ウエッジ・ライナーを使用して芯出し調整を行い基礎ボルトを締め付けるものとする。

第２節　材　料

１．電線・ケーブル

本工事で使用する電線・ケーブルは、ＪＩＳ又は日本電線工業会規格により製作された製品を使用するものとする。

２．　配管材料

（１）電線管及び電線管付属品

本工事で使用する電線管類は、ＪＩＳより製作された製品ＧＰ、ＣＰ、ＰＥ、ＰＦ、ＨＩＶＥを使用するものとする。

（２）プルボックス

本工事で使用するプルボックスはステンレス製とし板厚は１．５mm以上を使用するものとする。

（３）地中埋設管路材

本工事で使用する地中埋設管路材は次の通りとする。

硬質波付ポリエチレン管（ＦＥＰ）

第３節　電線路工事

１．金属管工事

（１）電線管、ケーブル類

・電線管、ケーブル種類は設計図書による。

（２）管の布設

・管の曲げ半径は、管内径の６倍以上とし、９０度をこえないこと。又、３箇所を超える直角又はこれに近い屈曲箇所はもうけないこと。

・管を直接地中に埋め込まないこと。

・管の支持点間隔は２m以下とすること。

・管内に水が侵入しないよう留意して施工すること。又、侵入が予想され水が滞留される箇所には、水抜き等の処置を施すこと。

（３）管の接続

・管相互の接続は、カップリングによりおこなうこと。その際ねじ込み、突き合わせ及び締め付けは、十分行うこと。

・管とボックスその他これに類するものとねじ込みによらず接続する場合は、ロックナット２個を使用してボックス又はキャビネットのその部分の両側を締め付けること。又、管端には絶縁ブッシングを取り付けること。

・接地を必要とする配管、ボックスにはボンディングを行うこと。

２．　地中配管工事

（１）管の布設

・管布設部は掘削後、ガレキ、石など埋設管に損傷をあたえるものを取り除き整地後、管を布設すること。

・埋め戻し土は掘削した土とし、均一に締め固めること。尚、残土は場内敷き均しとする。

・本工事の施工箇所は車両その他重量物の圧力を受けるおそれのないので、埋設深さは０．３m以上とする。

（２）管の接続

・管相互の接続にはＦＥＰ用直線接続材料を使用すること。

・管とハンドホール接続部にはベルマウスを使用すること。

・異種管との接続には異種管接続材料を使用すること。

第４節　配線工事

１．使用ケーブル及び端末処理

（１）使用ケーブル

本工事で使用するケーブル類は設計図書によること。設計図書に示す以外については監督員の承諾を得ること。

（２）端末処理

高圧ケーブル及び１４ｓｑ以上の低圧ケーブルの端末処理はＪＣＡＡ規格の材料を用いて行うこと。

１４ｓｑ未満の低圧ケーブル、制御ケーブル及び信号ケーブルは、テーピングによる端末処理を行うこと。

２．　配線工事

（１）電線管内、ピット内等での電線ケーブルの直線接続は行わないこと。やむをえず必要な場合は、ハンドホール内、プルボックス内とすること。

（２）引き込み口等は、雨水等が侵入しないよう十分留意して施工すること。

（３）ケーブルには端末には接続用途等を記した名札を取り付けること。

第５節　接地工事

１．接地線

接地線には、緑色の６００Ｖビニル絶縁電線を使用すること。

接地線の太さは設計図書による。

２．施工方法

本工事ではD種接地（100Ω以下）とするものとする。

第3章　　機械設備

第1節　概　要

本設備は、柿原東地区浄化センター機械更新工事を行うためのもので下記機器により構成される。

（1）真空ポンプ
（2）エアリフトブロア
（3）回分槽ブロア
（4）汚泥移送ポンプ

第2節　設備機器

1．　真空ポンプ

（1）型　　式	液封式真空ポンプ	2台
（2）吸込み 量	3.1m3/min	
（3）出　　力	7.5ｋｗ/台	
（4）真空度	常用　-38.7KPa	

2.　エアリフトブロア

（1）型　　式	ロータリーブロア	1台
（2）吐出 量	0.27m3/min	
（3）出　　力	0.75ｋｗ/台	
（4）吸い込み圧力	24.5KPa	

3.　回分槽ブロア

（1）型　　式	ロータリーブロア	1台
（2）吸込み 量	0.85m3/min	
（3）出　　力	2.2ｋｗ/台	
（4）吸い込み圧力	44.1KPa	

4.　汚泥移送ポンプ

（1）型　　式	渦流型水中ポンプ	1台
（2）吐出量	0.2m3/分	
（3）揚程	8.0m	
（4）モーター	三相200Ｖ	

5. 機器の処分

受託者は、産業廃棄物の収集運搬及び処分を次のとおり実施すること。

①受託者は、受け渡し場所から収集した産業廃棄物を、処分地における地方自治体から許可された処理施設に運搬し、適正に処分を行うこと。

②産業廃棄物管理票については、受託業者が準備・作成し、作業終了後、監督員に提出すること。